

社会保険等の未加入対策（建設業）に関するFAQ【平成31年度以後】

Q 1 発注者として、社会保険等の未加入対策に取り組んでいるのはなぜか。

A 1 社会保険等に参加し、法定福利費を適正に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげていくためです。

また、発注者としても公平で健全な競争環境を構築することが重要と考えているため、本市発注工事において平成29年4月から順次対策を実施しています。

Q 2 社会保険等とは何か。

A 2 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

Q 3 施工体制台帳及び再下請通知書に記載されている「適用除外」とはどのような状態の業者か。

A 3 社会保険等に参加する義務のない者を指します。

健康保険及び厚生年金保険については、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主である場合等が「適用除外」となります。

雇用保険については、従業員がいない場合等が「適用除外」となります。

なお、一人親方の場合は、その働き方（労働者性）により判断されます。

詳細な内容は年金事務所（健康保険、厚生年金保険）、ハローワーク（雇用保険）の確認が必要です。

Q 4 建設業の許可を有しない下請負人（下請業者）も対象になるのか。

A 4 本対策は、建設業許可を有する者のうち、社会保険等の加入義務を履行していない者を取組みの対象としています。

建設業の許可を有しない者との下請契約の締結を禁止していません（交通誘導員等の警備業のみを行う者も対象外）。

Q 5 「適用除外」の業者も排除することになるのか。

A 5 適用除外業者は社会保険等の加入が義務付けられていないため、排除の対象ではありません。ただし、新たに従業員を雇用した等の状況変化によっては、「適用除外業者」から「未加入業者」となることがあるので注意が必要です。

Q 6 個人事業主や一人親方で適用除外であれば特段の指導はいらぬのか。

A 6 適用除外であっても国民健康保険や国民年金保険への加入は必要であり、かつ労働者が一人でもいれば雇用保険も対象になるので、適切な指導が必要となります。

Q 7 社会保険等への加入状況の確認は、施工体制台帳及び再下請負通知書のみで行うのか。証拠書類は不要なのか。

A 7 基本的には施工体制台帳及び再下請負通知書により確認しますが、疑義が生じた場合には、適用通知書等の加入確認書類※Q14 の提出を求められます。

Q 8 受注者（元請業者）が加入だと認識していたが、下請負人（下請業者）の虚偽等により実は未加入であったことが、後日判明した場合、受注者はペナルティの対象となるのか。

A 8 受注者（元請業者）にペナルティを課すかどうかは、下請負人（下請業者）の虚偽に対して受注者にどの程度過失があったのかなど、個別の事情を踏まえて、総合的に判断します。ヒヤリング等を行い悪意があったと判断されれば、当然処分を行います。

ただ単に記載ミスであったのであれば、分かった段階で加入指導を行います。判明した時点から、1か月程度の猶予を与えます。

Q 9 対象となる工事で下請負人（下請業者）が未加入であることが確認されたら、受注者（元請業者）は契約違反となるのか。

A 9 受注者（元請業者）から、期限内（通知をしてから概ね1か月程度）に、未加入業者が社会保険等に加入したことを確認できる書類の提出があれば、契約違反となりません。

Q10 他の工事で発覚した未加入企業を、下請負人（下請業者）として使用していた場合でも猶予期間は与えられるのか。

A10 本市からの確認書類の提出を依頼した日を起算日としますので、猶予期間は与えます。

Q11 下請負人（下請業者）に未加入業者が確認された場合のペナルティの内容を知りたい。

A11 受注者（元請業者）に対するペナルティは次のとおりです。

- ・ 契約違反による指名停止（2週間～4か月）
- ・ 工事成績評点の減点（短期2週間の場合は、▲10点）

Q12 会社として社会保険に加入していればよいのか。それとも個々の労働者まで加入する必要があるのか。

A12 本対策は、健康保険法・厚生年金法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものです。ただし、建設業界の持続的な発展に必要な人材確保のため、業界全体の視点から個々の労働者の賃金その他労働環境への配慮をお願いします。

Q13 下請負人（下請業者）が「加入業者」であった場合、社会保険等に加入していることを確認できる書類の提出は不要か。

A13 原則として、未加入業者か否かを確認するのは施工体制台帳又は再下請負通知書の記載内容によります。ただし、記載内容について疑義が生じた場合等は、契約内容の適正な履行を確保する観点から、加入確認書類※Q14の提出を指示することがあります。

Q14 社会保険等の加入が確認できる書類とはどのようなものがあるか。

A14 建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合は、総合評定値通知書により確認する事ができます。経営事項審査を受けていない場合や、総合評定値通知書の社会保険等加入状況が「無」となっている場合には、以下の書類等によって確認することになります。

- ① 健康保険、厚生年金保険 適用通知書
健康保険 厚生年金保険 適用事業所関係事項確認(申請)書
領収証書
社会保険料納入証明(申告)書
資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- ② 雇用保険 雇用保険適用事業所設置届事業主控
領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)

Q15 「適用除外」の事業所の場合は、適用排除であることの証明として、どのような挙証書類を提出するのか。

A15 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申出書を提出してください。

Q16 工事主任による確認は、いつ行われるのか。

A16 しゅん功期限の概ね1カ月前までに行いますが、具体的な時期は現場の判断によります。

Q17 社会保険等への加入が確認できる書類を提出する前(未加入の状態)であっても、当該下請契約に基づく工事を継続してよいか。

A17 工事を継続しながら加入手続きを進めてください。

☆建設企業向け相談窓口

北海道社会保険労務士会 札幌市中央区南4条西11丁目サニー南四条ビル2F
011-520-1951

☆公共職業安定所（ハローワーク）問合せ窓口（雇用保険）

管轄区域	地方機関	住所	電話番号
中央区、南区、 西区、手稲区	札幌	札幌市中央区南10条西14丁目	011-562-0101
北区、東区	札幌北	札幌市東区北16条東4丁目	011-743-8609
白石区、厚別区、 豊平区、清田区	札幌東	札幌市豊平区月寒東1条3丁目	011-853-0101

☆年金事務所 問合せ窓口（厚生年金保険）

管轄区域	地方機関	住所	電話番号
東区、白石区、 豊平区	札幌東	札幌市白石区菊水1条3丁目	011-831-4389
中央区、南区	札幌西	札幌市中央区北3条西11丁目	011-261-0089
北区、西区、 手稲区	札幌北	札幌市北区北24条西6丁目	011-717-6189
厚別区、清田区	新さっぽろ	札幌市厚別区厚別中央2条6丁目	011-891-9389

☆健康保険、国民健康保険は、加入する保険によって問合せ窓口が異なります。

- ・協会けんぽ全国健康保険協会北海道支部
- ・健康保険組合
- ・国民健康保険組合（建設国保等）
- ・国民健康保険（各区役所）